

第39回公正取引委員会契約監視委員会議事概要

- 1 日時 令和7年3月4日（火）10：00～11：45
- 2 場所 中央合同庁舎第6号館B棟11階 公正取引委員会 大会議室
- 3 出席者（Web形式にて出席）
（委員）池谷委員、中村委員、南島委員
- 4 議事概要
 - （1）開会
 - （2）調達案件の審議
令和6年4月1日から令和6年9月30日までの間に締結した契約のうち、各委員が抽出した調達案件3件及び継続一者応札案件1件について審議が行われた。
審議の概要は別紙のとおり。
 - （3）閉会

意見・質問	説明・回答
1 令和6年度デジタルフォレンジック用ソフトウェアライセンスの調達（その11）〔一般競争入札〕	
本件について、3点質問したい。第1に予定価格はどのように作成したか。また、なぜ本件は落札率が100%となったのか。第2に本件ソフトウェアのライセンス使用期間は納品日から1年間であるが、今後も本件ソフトウェアを使用する予定か。第3に本件のようなソフトウェアを調達する場合、使用者側の利便性やスイッチングコストを踏まえると別のソフトウェアに変更することが難しいように考えるがいかがか。	1点目については、本件ソフトウェアを日本で扱っているのは、落札業者とその代理店である。予定価格作成にあたって、複数者に参考見積を依頼したが、応じていただいたのは1者のみであった。そのため、当該見積を参考に予定価格を設定したが、結果として入札価格と同一となり落札率が100%となった。 2点目については、今後も引き続き本件ソフトウェアを使用していく予定である。 3点目については、ソフトウェアの切り替えは、コストがかかるため、コンサルタントを入れて検証・助言を得ることとしている。その結果、従前のソフトウェアだと本件ソフトウェアより3倍程度の価格となることを踏まえ、切り替えを行ったものである。今後も、本件ソフトウェアに限らず、同等のソフトウェアを提供できる事業者がいれば、最適な事業者から調達していく予定である。
従前のソフトウェアだと本件ソフトウェアよりも3倍程度価格が高くなるとのことであるが、機能の強化や、アフターサービスが向上するなどがあるのか。	サポート面は同等であるが、従前のソフトウェアの方が、当委員会にとって必要か否かは別として機能が多い分、高額になっていると理解している。
本件ソフトウェアを取り扱う事業者は固定化されているところ、一般競争入札による調達方法が適切といえるのか。	取り扱える事業者は少ないものの、複数者存在するので、そこは一般競争入札とせざるを得ないと考えている。
応札した3者の入札額の差異はどのような理由があると考えているか。	落札業者が1次販売店で、他の2者は、落札業者の価格に自社の利益を上乗せして価格設定をしていると思われる。落札業者が2者に対して、入札額より安く販売していれば、2者が落札する可能性もあると考えている。
貴委員会にもPMOがいると聞いているが、PMOを中心として他省庁と情報交換をするな	非公式であるが定期的に捜査機関等と情報交換は行っている。

どの機会は設けられているのか。	
コンサルタントを使うことも大事だが、省庁間の情報連携も同程度に力を入れるべきと考える。	

意見・質問	説明・回答
2 電子証拠解析ソフトウェアの移行に向けたコンサルティング業務〔一般競争入札〕	
本件について、3点質問したい。第1に本件の落札率が高いところ、予定価格は、どのように作成したか。第2に入札説明書交付者数は、10者であるが入札者数が1者であるのはなぜか。第3に調達仕様書には「令和7年度以降に更改を予定しているところ」とあるが、電子証拠解析ソフトウェアの全体像について教えていただきたい。	1点目について、参考見積は落札業者のほかにもう1者から提出されたが、価格が高く予算額を超えている状況であったため、予算額で予定価格を算出したものとなる。2点目について、入札説明書交付者数10者の中には、落札業者のほか、入札情報を集めるために入札説明書をダウンロードする事業者も存在する。入札説明書交付者に対して、なぜ入札に参加しなかったか確認したところ、1社から回答があり、機密保持誓約書を作成した上で仕様書を受け取っても入札するための準備に十分な期間が確保できなかったという理由を挙げていた。
入札準備期間が短かったとのことであるが、公告から入札までの期間が短かったのか、それとも事業者の言い分にすぎないのか。	本件は、政府調達案件のため、50日の公告期間を設けており、応札に要する準備期間は十分にあったと考えている。なお、当該事業者は、入札説明書のダウンロードも公告後早期に行っている。
一つ目の案件であるソフトウェアの調達については、非公式であるが他省庁と情報共有・連携を図りつつ、本件の調達においてコンサルタントの意見も取り入れて電子証拠解析ソフトウェアに移行していくというイメージでよいのか。	御認識のとおりである。コンサルタントの助言を取り入れることで、第三者の意見を反映させて、競争性を確保するために様々な者が入札に参加できるような仕様としている。
電子証拠解析ソフトウェア関連の調達は高額になることから、他省庁との情報共有・連携にも力を入れていただければと思う。	
本件コンサルタント業務の成果物について、発注者として成果物の品質の担保をどのように考えているか。	契約期間が令和7年3月31日までとなるため、最終的な成果物は、まだ提出されていないが、コンサルタントとは月に1度進捗状況を確認し、成果物についても都度打合せを行っている。また、システムの構築業者からも並行して参考見積をもらっているため、その情報もコンサルタントに共有しながら、当委員会・コンサルタント・システム構築業者の3者で情報交換をしながら最適な調達ができるよう調整している。

電子証拠解析ソフトウェア関連の調達で反省点や課題はあるか。	システムの中核を担うソフトウェアの更改を先に行ったことが大変だった反面、システム全体の仕様を考える上では大変参考になったと考えている。
--------------------------------------	--

意見・質問	説明・回答
3 クラウドPBXサービス及び電話回線等の提供〔一般競争入札〕	
本件は契約金額が予定価格より大幅に低かったが低入札価格調査とはどのようなものか。また、低入札価格となった理由は何か。	低入札価格調査は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が１０００万円を超える物件についての請負契約について適用され、予定価格の２分の１を低入札価格基準額としている。具体的な調査としては、事業者に対し、当該価格で入札した理由書、積算内訳書、同種案件の受注実績、決算報告書、契約した場合の工程表、業務体制を提出させた。その後、提出資料に基づき、ヒアリングを実施し、本件契約について履行可能か判断したところである。 低入札価格となった理由としては、全国に拠点を有する府省庁においてクラウドPBXサービスを導入するのは初めてであり、本件落札業者にとって、重要なプロジェクトと位置付け実績を作るため、戦略的に受注したとの説明があった。なお、本件の落札価格は参考見積よりもかなり低い価格となっているが、参考見積が高くなった理由としては、参考見積の性質上サービスの提供に係る最大額を想定して作成したこと、設備が整備されていない地域の設備費など参考見積加えたことを挙げていた。 同社の経営状況、業務体制等に問題がないと判断し、本件契約を締結した。
履行中の事業者の対応はどうだったか。	非常に満足している。導入の構築段階でも定例会議により密に情報交換を行っていたが、構築時には想定外の問題も発生したが迅速に対応していただき、会社としても本件に力を入れてくれていると感じた。
本件は新たな取組であり、自分たちの働き方にどれだけ適合するか分からない状況の中で、クラウドPBXサービスを全国展開する府省庁の先駆けになれたのは良かったと感じている。	
従来の回線に比べて、本件の通話の品質・コストはどうか。	通話の品質は、従来のアナログ回線に比べると劣るように感じている。ただ、これはクラウド

	P B Xの問題というよりは、庁内のネットワーク環境に依拠するところが多い。仕様書において、直近３年間の稼働率が通話機能において９９．９９％以上である条件を設けているところ、利用者側のサーバやネットワークのスペックにより、音声が遅れるなど生じてしまうが、そこは情報システム室とも連携し対応している。 また、来年度に予定する庁舎移転後は、G S Sネットワークとなり、現在よりも格段にネットワーク環境の改善が見込まれることから、通信問題はなくなると考えている。 コストについては、来年度にならないと実績は把握できないが、アナログ回線の通話料は距離に応じて料金が高くなる一方、クラウドP B Xは距離に関係なく一定額のため、一般的には通話料金は安くなると考えている。
サービスや技術進歩があれば、他社サービスへの切り替えも検討することになると思うが、切り替えは容易に可能なのか。	本件調達に際しては、I S M A Pの登録を要件としているところ、切り替えるとすればT e a m sも候補として挙げられる。コストが安く抑えられるなどの事情があれば、T e a m sへの切り替えもあり得る。

意見・質問	説明・回答
4 株主支配ネットワーク解析及びサプライチェーンネットワーク解析業務の委託〔一般競争入札（不落随契）、継続一者応札案件〕	
本件は、入札説明書交付者数が7者であるが、入札者が1者となっているのはなぜか。	複数の事業者の説明等を行い、仕様書を検討いただいたが、求めるレベルを満たすことができたのは、1者のみであった。
仕様書には、落札業者が提供する技術サービスと同等以上の機能を有していることと記載されているが、これは当該技術サービスを想定しているのか、または当該技術サービス以外にも候補があるのか。	落札業者が提供する技術サービスを例示しつつ、同等の機能を有するサービスがあれば是非入札に参加いただきたいと考えていたためこのような記載とした。
解析業務で利用されるデータは、リアルタイムで更新されるのか。	データは月末に更新されることから多少のタイムラグはある。
本件のような解析業務は、他府省庁でも必要とされているのか。	主に民間企業等で使用されていることが多いと聞いている。例えば、大企業のように傘下企業が多すぎて把握が困難な場合に、情報整理のためにサービスを利用するケースがある。
こちら側のニーズを事業者に伝えなければ、次回の調達につながらない。事業者に対して積極的に啓蒙して興味をもってもらい入札参加してもらうことが重要である。事業者への説明に際しては1者ずつ行ったのか。	事業者への説明は、対面やウェブ会議の方法で1者ずつ行った。
一者応札を防ぐことを念頭におくと、仕様書の条件について、「3億社以上のデータベースを有し」という点は、企業数のオーダーが多いように感じたがもう少し条件を緩和することはできないのか。また、条件を一般化して「企業間のネットワークを可視化する」など緩和することはできないのか。	企業結合審査の最初の段階で企業結合集団を把握する必要があり、また、企業結合審査の中で市場を確定させるためにも、それなりの取引数を把握できるようにすることは重要である。とはいえ、令和7年度も引き続き発注する場合には、ご指摘を踏まえ、企業数を減らすことができないか、また、条件をもう少し抽象化できないか改めて検討したい。